「ふるさと大月教育人材バンク」の活用について





「ふるさと大月教育人材バンク」は、市民の学習活動及び学校教育の支援を 推進するため、地域の優れた人材を活用し、「いつでも・どこでも・だれで も」楽しく有意義な学習ができるように指導者の確保及び活用することを目 的としています。

人材バンクへ登録していただいた知識や技能を持っている方々には、イベントや講座を計画している団体または個人からの依頼を受け、講師として活動していただいております。

さまざまなジャンルのボランティア講師の情報を提供しておりますので、 地域の集まりや公民館・学校活動などにぜひご活用ください。





~活用にあたっての注意事項~

- ・本冊子に掲載してあります「ふるさと大月教育人材バンク設置運営要綱」をご確認の上 ご活用ください。
- ・登録者の活動に関する経費は、原則として無料ですが、交通費、材料、資料代、傷害保 険等その他必要な経費が必要な場合がありますので、直接登録者と相談してください。
- ・取得した個人情報は本事業以外の目的で使用しないでください。
- ・名簿に記載されている内容は、諸事情により変更する場合がありますので、ご了承くだ さい。
- ・本事業で発生した事故及び損害については、社会教育課は責任を負いかねますのでご了 承ください。
- ・年度途中の登録者についての情報は市 HP をご覧いただくか社会教育課まで確認をお願い致します。
- ・その他不明な点がありましたら、社会教育課(下記連絡先)までご相談ください。



連絡先

大月市教育委員会社会教育課

〒401-8601 大月市大月二丁目 6-20 大月市役所第二庁舎 2 階

Tell 0554-23-8050 Fax 0554-22-2892

E-mail skyouiku-19206@city.otsuki.lg.jp

≪利用までの流れ≫

- ① ふるさと大月教育人材バンクを利用したい方(利用者)は「ふるさと大月教育人材バンク登録者名簿」の中から講師として派遣を希望する登録者を選定する。
- ② 利用者は登録者を選定後、大月市教育委員会社会教育課(以下「社会教育課」という) へ直接「ふるさと大月教育人材バンク利用申請書(様式第5号)」を提出する。
- ③ 社会教育課は提出された利用申請書を基に登録者へ打診する。 ※社会教育課では活動内容や日時等の交渉はせず、あくまで連絡先をお伝えしてもよい かの確認のみをさせていただきます。活動の成立や時間等を含めた交渉については、⑤ にあるように利用者が直接登録者と話し合っていただきます。
- ④ 社会教育課は利用者に登録者の連絡先等を紹介する。
- ⑤ 利用者は登録者と直接交渉し、詳細な日時、内容、場所、交通手段、必要経費等を決定する。 (不成立の場合利用者は電話連絡にて社会教育課へ報告し、次の登録者の紹介を受ける。)
- ⑥ 事業終了後、利用者は社会教育課へ「ふるさと大月教育人材バンク利用報告書(様式第 6号)を速やかに提出する。

